

令和2年第2回熊野町議会臨時会

会議録（第1号）

1. 招集年月日 令和2年4月28日

2. 招集の場所 熊野町議会議場

3. 開議年月日 令和2年4月28日

4. 出席議員（16名）

1番 水原耕一	2番 福垣内邦治
3番 光本一也	4番 中島数宜
5番 尺田耕平	6番 竹爪憲吾
7番 諏訪本光	8番 沖田ゆかり
9番 片川学	10番 時光良造
11番 民法正則	12番 荒瀧穂積
13番 山吹富邦	14番 山野千佳子
15番 中原裕侑	16番 大瀬戸宏樹

5. 欠席議員（0名）

なし

6. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長	三村裕史
副町長	岩田秀次
教育長	林保
総務部長	宗條勲
住民生活部長	貞永治夫
健康福祉部長	時光良弘
建設農林部長	沖田浩
教育部長	横山大治
住民生活部次長	立花太郎

総務部次長	堀野辰夫
健康福祉部次長	西岡隆司
建設農林部次長	堂森憲治
建設部技術次長	寺垣内栄作
教育部次長	隼田雅治
財務課長	西川伸一郎
政策企画課長	須賀雅彦
防災安全課長	花岡秀城
収納管理課長	福嶋春樹
産業観光課長	榎並正和
高齢者支援課長	西村ゆり
農林緑地課長	堀野准
上下水道課長	多久見良数
生活環境課長	宗像雅充
子育て支援課長	佛圓至裕
健康推進課長	桐木和義
会計課長	穂坂俊彦

~~~~~○~~~~~

7. 本会議に職務のため出席した者の職氏名

|         |      |
|---------|------|
| 議会事務局長  | 西村隆雄 |
| 議会事務局書記 | 尾濱宏教 |

~~~~~○~~~~~

8. 議事日程（第1号）

開会宣告

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 議案第35号 専決処分した熊野町税条例等の一部を改正する条例の報告及び承認について
- 日程第 4 議案第36号 専決処分した熊野町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の報告及び承認について

日程第 5 議案第 37 号 専決処分した令和元年度熊野町一般会計補正予算（専決第 1 号）の報告及び承認について

日程第 6 議案第 38 号 熊野町国民健康保険条例の一部を改正する条例案について

日程第 7 議案第 39 号 熊野町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例案について

日程第 8 議案第 40 号 令和 2 年度熊野町一般会計補正予算（第 1 号）について

日程第 9 議案第 41 号 令和 2 年度熊野町国民健康保険事業特別会計補正予算（第 1 号）について

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〇〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

## 9. 議事の内容

（開会 9 時 30 分）

○議長（大瀬戸） ただいまの出席議員は 16 名です。定足数に達していますので、ただいまから令和 2 年第 2 回熊野町議会臨時会を開会します。

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程はお手元に配付したとおりです。

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〇〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

○議長（大瀬戸） これより日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。

本臨時会の会議録署名議員は、会議規則第 125 条の規定により、7 番、諏訪本議員、8 番、沖田議員、9 番、片川議員の 3 名を指名します。

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〇〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

○議長（大瀬戸） これより日程第 2、会期の決定を議題とします。

お諮りします。本臨時会の会期は、本日 1 日のみとしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（大瀬戸） 異議なしと認めます。よって、会期は本日 1 日とすることに決定しました。

これより議案等の説明を求めため、町長、その他の関係職員の出席を求めます。

暫時休憩します。

（休憩 9 時 31 分）

（再開 9 時 32 分）

~~~~~○~~~~~

○議長（大瀬戸） 休憩前に引き続き、会議を再開します。

これより日程第3、議案第35号、専決処分した熊野町税条例等の一部を改正する条例の報告及び承認についてを議題とします。

提案者から提案理由の説明を求めます。

三村町長。

~~~~~○~~~~~

○町長（三村） 議案第35号、専決処分した熊野町税条例等の一部を改正する条例の報告及び承認につきまして、御説明申し上げます。

本条例につきましては、令和2年4月1日施行の地方税法等の一部を改正する法律が令和2年3月31日に公布されたことに伴い、地方自治法第179条第1項の規定に基づき専決処分したものでございます。

改正内容は、地方税法等の改正に伴い、引用条項等の変更に伴う所要の規定整備、条項ずれや字句、改元対応による修正、たばこ税の課税免除の適用に係る条項の追加などでございます。

御審議の上、御承認賜りますよう、お願い申し上げます。

~~~~~○~~~~~

○議長（大瀬戸） 以上で提案理由の説明を終わります。

これより質疑を行います。質疑はありますか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（大瀬戸） これをもって質疑を終結します。

これより討論を行います。討論はありますか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（大瀬戸） これをもって討論を終結します。

これより、議案第35号について採決します。

本案については、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（大瀬戸） 異議なしと認めます。

よって、議案第35号については、原案のとおり可決されました。

~~~~~○~~~~~

○議長（大瀬戸） これより日程第4、議案第36号、専決処分した熊野町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の報告及び承認についてを議題とします。

提案者から提案理由の説明を求めます。

町長。

~~~~~○~~~~~

○町長（三村） 議案第36号、専決処分した熊野町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の報告及び承認につきまして、御説明申し上げます。

本条例につきましては、令和2年4月1日施行の地方税法施行令の一部を改正する政令が令和2年3月31日に公布されたことに伴い、減額措置に係る軽減判定所得の算定方法の変更等、所要の改正を行うため、地方自治法第179条第1項の規定に基づき専決処分したものでございます。

詳細につきましては、住民生活部次長から説明をさせます。

御審議の上、御承認賜りますよう、お願い申し上げます。

~~~~~○~~~~~

○議長（大瀬戸） 立花住民生活部次長。

~~~~~○~~~~~

○住民生活部次長（立花） 議案第36号、専決処分した熊野町国民健康保険税条例の一部を改正する条例につきまして、説明申し上げます。

この条例は、令和2年4月1日に施行の地方税法施行令の一部を改正する政令が令和2年3月31日に公布されたことなどに伴い、所要の条例改正が必要なため、専決処分で行ったものでございます。

お手元の資料19ページ、資料2をごらんください。

まず、1の改正の趣旨でございますが、今回の改正は、国民健康保険税の課税限度額の引き上げ、低所得者に係る軽減対象の拡充及び租税特別措置法の改正に合わせた文言の修正でございます。

2の改正内容、(1)第2条、課税額、課税限度額の引き上げでございますが、国民健康保険税は、基礎課税、いわゆる医療保険分と、後期高齢者支援金分、介護保険分の三つの区分に分かれ、それぞれ所得割、均等割、平等割の税率で計算し、それらの合計額を課税額としております。今回の改正は、その医療保険分の上限額の改正であり、医療保険分が現行の61万円から63万円に、介護保険分が16万円から17万円に

引き上げられたもので、国民健康保険税全体の最高額が現行の96万円から99万円になるものでございます。

次に、(2)第23条、国民健康保険税の減額でございますが、現在、低所得世帯に対する救済措置として、国民健康保険税のうち、世帯の所得や人数に応じて資格者1人ごとに課す均等割と、世帯ごとに課す平等割について、それぞれ7割、5割、2割を軽減する減額措置を行っております。その軽減判定につきまして、5割及び2割軽減できる対象範囲を拡大するものでございまして、5割軽減につきましては、軽減判定所得の算定において、被保険者等の人数に乗すべき金額を28万円から28万5,000円に引き上げ、2割軽減につきましては、被保険者等の人数に乗すべき金額を51万円から52万円に引き上げるものでございます。

下段に示しましたイメージ図で説明いたしますと、従来と比較して、5割軽減につきましては、世帯内の被保険者等の人数に5,000円を掛けて得られた額を加算しました所得の方までが軽減を受けられ、2割軽減につきましては、世帯内の被保険者等の人数に1万円を掛けて得られた額を加算した所得の方までが軽減を受けられることとなり、結果、軽減を受けられる対象範囲が拡大するものでございます。

最後に、(3)附則第4項、長期譲渡所得に係る国民健康保険税の課税の特例及び、附則第5項、短期譲渡所得に係る国民健康保険税の課税の特例でございますが、所得税法の改正により、低未利用地の譲渡所得に100万円の特別控除が創設されたことから、国民健康保険税の所得割額の算定に用いる総所得金額においても控除を適用するというものでございます。

説明は以上でございます。

~~~~~〇~~~~~

○議長（大瀬戸） 以上で提案理由の説明を終わります。

これより質疑を行います。質疑はありますか。

光本議員。

~~~~~〇~~~~~

○3番（光本） 改正内容の(1)なのですが、課税限度額の引き上げということで、これ高所得の方が該当するんじゃないかと思いますが、このたびの上限額に該当する世帯数と、全世帯数に占める割合を教えてください。

~~~~~〇~~~~~

○議長（大瀬戸） 立花住民生活部次長。

~~~~~○~~~~~

○住民生活部次長（立花） 世帯数の割合でございますが、7割軽減が世帯数としては730、割合で申しますと23.7%、5割軽減569世帯、割合が18.5%、2割軽減464世帯、15.1%でございます。それから、限度額引き上げにつきましては、22世帯、0.7%でございます。

以上でございます。

~~~~~○~~~~~

○議長（大瀬戸） 光本議員。

~~~~~○~~~~~

○3番（光本） （2）まで丁寧に教えていただきましてありがとうございます。

課税限度額の最高額というか、引き上げの22世帯ということですが、これイメージとして、給与ベースでいけば、給与収入ベースでいけば大体何百万以上いうぐらいの所得になりますか。

~~~~~○~~~~~

○議長（大瀬戸） 立花住民生活部次長。

~~~~~○~~~~~

○住民生活部次長（立花） 所得限度額の給与収入ベースでございますけれども、保険税につきましては、収入、所得だけではなく、均等割でございますとかにおきまして、世帯数を掛けることとなっております。これをちょっと仮に1人ベース、1人世帯というふうに考えますと、給与収入で言いますと1,200万円以上でございます。

以上でございます。

~~~~~○~~~~~

○3番（光本） ありがとうございます。

~~~~~○~~~~~

○議長（大瀬戸） ほかにありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（大瀬戸） これをもって質疑を終結します。

これより討論を行います。討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（大瀬戸） これをもって討論を終結します。

これより、議案第36号について採決します。

本案については、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（大瀬戸） 異議なしと認めます。

よって、議案第36号については、原案のとおり可決されました。

~~~~~○~~~~~

○議長（大瀬戸） これより日程第5、議案第37号、専決処分した令和元年度熊野町一般会計補正予算（専決第1号）の報告及び承認についてを議題とします。

提案者から提案理由の説明を求めます。

町長。

~~~~~○~~~~~

○町長（三村） 議案第37号、専決処分した令和元年度熊野町一般会計補正予算（専決第1号）の報告及び承認につきまして、御説明申し上げます。

専決処分した令和元年度熊野町一般会計補正予算（専決第1号）につきましては、既定の歳入歳出予算の総額にそれぞれ1,706万円を追加し、歳入歳出予算の総額を108億1,787万3,000円とするもので、必要な予算を早急に措置する必要があることから、地方自治法第179条第1項の規定に基づき専決処分したものでございます。

詳細につきましては、健康福祉部長から説明をさせます。

御審議の上、御承認賜りますよう、お願い申し上げます。

~~~~~○~~~~~

○議長（大瀬戸） 時光健康福祉部長。

~~~~~○~~~~~

○健康福祉部長（時光） 議案第37号、専決処分した令和元年度熊野町一般会計補正予算（専決第1号）の報告及び承認の詳細について、御説明申し上げます。

保育所運営事業のうち保育委託料でございますが、保育所に毎月支払う委託料につきましては、年度途中での公定価格の単価改定や、各種加算金の追加などを年度末に精算し、追加額が生じる場合まとめて支払うという事務処理を行っております。また、病後児保育委託料につきましても年度末にまとめて支払うこととしております。

今回、3月補正予算において減額補正する際、この精算に係る追加委託料1,380万円の予算を残す必要がございましたが、これを算定せずに減額し、予算に不足が生じることとなったものでございます。

もう1点は、同じく保育所運営事業に係る国からの国庫負担金でございますが、平成30年度分の実績報告を行った際、国への返還金326万円が生じておりましたが、これにつきましても補正予算に計上すべきところ遺漏があったものでございます。かかる事態が生じたことを深くおわび申し上げます。

なお、直ちに再発防止に向けた改善策を講じたところであり、今後、同様の誤りがないうよう注意してまいります。

説明は、以上でございます。

~~~~~○~~~~~

○議長（大瀬戸） 以上で提案理由の説明を終わります。

これより質疑を行います。質疑はありますか。

沖田議員。

~~~~~○~~~~~

○8番（沖田） 対策防止策ということですが、具体的にどういったことをされたのでしょうか。

~~~~~○~~~~~

○議長（大瀬戸） 佛圓子育て支援課長。

~~~~~○~~~~~

○子育て支援課長（佛圓） 改善策、対策の防止策ということですが、まず公定価格の改定というものが12月ごろに国のほうから案が示されます。その内容を十分精査した上で、直ちに補正予算に計上するという処理を行います。

あともう1点、年度途中での加算の適用などといったものがありますので、それも早目に施設のほうと調整しまして、確認をして、予算に計上をするようにしております。

それから、病後児保育ですね、これは年度末でまとめて支払いのほうを行ってまいりました。それにつきましても、概算払いの方法で年度当初にあらかじめお支払いするというような形に変更したいと考えています。

以上です。

~~~~~○~~~~~

○ 8 番（沖田） ありがとうございます。

~~~~~  
○議長（大瀬戸） ほかにございませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（大瀬戸） これをもって質疑を終結します。

これより討論を行います。討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（大瀬戸） これをもって討論を終結します。

これより、議案第 37 号について採決します。

本案については、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（大瀬戸） 異議なしと認めます。

よって、議案第 37 号については、原案のとおり可決されました。

~~~~~  
○議長（大瀬戸） お諮りします。

これより日程第 6、議案第 38 号、熊野町国民健康保険条例の一部を改正する条例案  
について、日程第 7、議案第 39 号、熊野町後期高齢者医療に関する条例の一部を改  
正する条例案についてを一括議題としたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（大瀬戸） 異議なしと認めます。

よって、日程第 6、議案第 38 号及び、日程第 7、議案第 39 号を一括議題とするこ  
とに決定しました。

~~~~~  
○議長（大瀬戸） これより日程第 6、議案第 38 号及び、日程第 7、議案第 39 号を一  
括議題とします。

提案者から提案理由の説明を求めます。

町長。

~~~~~  
○町長（三村） 議案第 38 号、熊野町国民健康保険条例の一部を改正する条例案及び議  
案第 39 号、熊野町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例案につきまし

て、提案理由を御説明申し上げます。

議案第38号及び議案第39号につきましては、新型コロナウイルス感染症の拡大防止の観点から、傷病手当金の支給及び広島県後期高齢者医療広域連合が行う傷病手当金の支給の受付業務について新たに定めるものでございます。

詳細につきましては、住民生活部次長から説明をさせます。

御審議の上、御承認賜りますよう、お願い申し上げます。

~~~~~○~~~~~

○議長（大瀬戸） 立花住民生活部次長。

~~~~~○~~~~~

○住民生活部次長（立花） 議案第38号、熊野町国民健康保険条例の一部を改正する条例案及び、議案第39号、熊野町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例案につきまして、説明申し上げます。

これらの条例は、内閣に設置された新型コロナウイルス感染症対策本部において、新型コロナウイルス感染症に関する緊急対応策の第2弾として、国民健康保険及び後期高齢者医療において、新型コロナウイルス感染症に感染するなどした被用者に傷病手当金を支給する市町村等に対し、支給額全額について特例的な財政支援を行うことが決定されたことを受け、厚生労働省から市町村等に対して傷病手当金の支給を行うことを検討するよう要請がなされたことに伴い、新型コロナウイルス感染症に感染した被保険者等に係る傷病手当金の支給を行うこととし、所要の改正を行うものでございます。

まず、初めに議案第38号、熊野町国民健康保険条例の一部を改正する条例案ですが、お手元の資料25ページ、資料3をごらんください。

2の改正内容、(1)対象者でございます。熊野町国民健康保険の被保険者のうち、給与等の支払いを受けている者で、新型コロナウイルス感染症に感染した場合または発熱等の症状があり感染が疑われた場合に、療養のため労務に服することができない者を対象とします。

(2)支給期間は、労務に服することができなくなった日から起算して3日を経過した日から労務に服することができない期間。ただし、給与収入の全部を受けることができる者に対しては、給与を受けることができる期間は傷病手当金を支給いたしません。一部を受け取ることができる者については、その受け取ることができる給与収入の額が、

規定により算定される傷病手当金の額より少ないときは、その差額を支給いたします。

(3)支給額につきましては、直近の継続した3カ月間の給与収入の合計額を就労日数で除した金額を3分の2で掛け、支給対象となる日数を掛けるものでございます。

(4)適用期間は、令和2年1月1日から規則で定める日の間で療養のため労務を服することができない期間とし、規則では9月30日を予定しております。ただし、入院が継続する場合等は健康保険と同様、最長1年6カ月までといたします。

(5)の給付に要する財源ですが、保険者に対し全額県の補助金で措置されます。

最後に、(6)の施行日につきましては、公布の日から施行いたします。

続きまして、議案の23ページ、議案第39号、熊野町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例案でございますが、広島県後期高齢者医療広域連合が傷病手当金を来月5月から支給されることとなったことにより、本町において受付業務を新たに行うことを定めるものでございます。

この条例は、令和2年5月1日から施行いたします。

説明は以上でございます。

~~~~~○~~~~~

○議長（大瀬戸） 以上で提案理由の説明を終わります。

これより質疑を行います。質疑はありますか。

尺田議員。

~~~~~○~~~~~

○5番（尺田） 議案第38号の熊野町国民健康保険条例の一部を改正する条例の第2条の2については、1日当たりの傷病手当の算出方法がここに書かれているんですけども、このただし書きの部分ですよね。これについては、限度額についてうたっとるんじやろうと思うんですけども、ここでうたっとる、標準報酬月額報酬の最高報酬の標準報酬月額の30分の1に相当する金額の3分の2というのは、具体的に幾らになるんでしょうか。

~~~~~○~~~~~

○議長（大瀬戸） 立花住民生活部次長。

~~~~~○~~~~~

○住民生活部次長（立花） 標準報酬月額の最高支給額につきましては、国のほうから3万887円というふうに通達が来ています。

以上でございます。

~~~~~○~~~~~

○議長（大瀬戸） 尺田議員。

~~~~~○~~~~~

○5番（尺田） だから、この1日当たりの限度額ですよね。これは3万幾らというふうに思っいたらいいんですかね。

~~~~~○~~~~~

○議長（大瀬戸） 立花住民生活部次長。

~~~~~○~~~~~

○住民生活部次長（立花） 議員お見込みのとおり、1日の限度額は3万887円でございます。

以上です。

~~~~~○~~~~~

○議長（大瀬戸） ほかにございませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（大瀬戸） これをもって質疑を終結します。

これより討論を行います。討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（大瀬戸） これをもって討論を終結します。

これより、議案第38号について採決します。

本案については、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（大瀬戸） 異議なしと認めます。

よって、議案第38号については、原案のとおり可決されました。

続いて、議案第39号について採決します。

本案については、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（大瀬戸） 異議なしと認めます。

よって、議案第39号については、原案のとおり可決されました。

~~~~~○~~~~~

○議長（大瀬戸） これより日程第8、議案第40号、令和2年度熊野町一般会計補正予算（第1号）についてを議題とします。

提案者から提案理由の説明を求めます。

町長。

~~~~~○~~~~~

○町長（三村） 議案第40号、令和2年度熊野町一般会計補正予算（第1号）案につきましては、新型コロナウイルス感染症対策に対応した各種施策を講じるものであり、既定の歳入歳出予算の総額に、それぞれ24億7,616万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を118億3,224万9,000円とするものでございます。

まず、歳入予算について御説明いたします。

8ページをお開きください。

14款・国庫支出金の2項・国庫補助金では、総務費補助金において、特別定額給付金給付事業の財源として24億1,306万1,000円を、そして民生費補助金において、子育て世帯への臨時特別給付事業の財源として3,220万7,000円を計上するものでございます。

また、18款・繰入金の2項・基金繰入金では、事業費の増加に伴い、財政調整基金繰入金3,090万円を増額するものでございます。

続きまして、歳出予算について御説明いたします。

10ページをお開きください。

2款・総務費の1項・総務管理費では、特別定額給付金給付事業において、令和2年4月20日に閣議決定された新型コロナウイルス感染症緊急経済対策に基づき実施する特別定額給付金を支給するため、24億1,306万1,000円を計上するものでございます。

続きまして、12ページをお開きください。

3款・民生費の1項・社会福祉費では、感染症拡大防止緊急対策事業において、新型コロナウイルス感染症に対する本町独自の対策として、町内の医療施設等の最前線で感染症対策に取り組む医療従事者等に対して、医療施設等従事者生活支援補助金を支給するため3,090万円を計上するものでございます。

3項・児童福祉費では、子育て世帯への臨時特別給付事業において、新型コロナウイルス感染症の影響を受けている子育て世帯の生活を支援するため、児童手当を受給す

る世帯への給付金3,220万7,000円を計上するものでございます。

御審議の上、御承認賜りますよう、お願い申し上げます。

~~~~~○~~~~~

○議長（大瀬戸） 以上で提案理由の説明を終わります。

これより質疑を行います。質疑はありますか。

沖田議員。

~~~~~○~~~~~

○8番（沖田） まず1点目に、特別定額給付金という事業でございますが、これは4月27日時点の住民基本台帳をもとに国民1人当たり10万円給付が行われるのですが、4月27日時点での転入転出者に対しての取り扱いはどのように考えていらっしゃるのかお伺いいたします。

~~~~~○~~~~~

○議長（大瀬戸） 須賀政策企画課長。

~~~~~○~~~~~

○政策企画課長（須賀） 転出者の対応でございますが、転出者につきましては、転出した先の市町村のほうから申請書のほうを発送される見込みとなっております。

以上でございます。

~~~~~○~~~~~

○議長（大瀬戸） 沖田議員。

~~~~~○~~~~~

○8番（沖田） それでは、町内の方へ10万円が給付されるまでのスケジュールを教えてくださいと思います。

~~~~~○~~~~~

○議長（大瀬戸） 須賀政策企画課長。

~~~~~○~~~~~

○政策企画課長（須賀） まず、特別定額給付金の申請方式が二つございまして、まず郵送申請方式とオンライン申請方式というものがございます。

まず、オンライン申請方式のほうから説明させていただきたいですけれども、まずオンライン申請方式は、国のほうがマイナポータルというサイトを作成しておりまして、マイナンバーカードをお持ちになられた方がこちらのほうで申請するようになってお

ります。これの受付開始日が、一応5月1日金曜日に受け付けを開始しまして、1回目の振り込み日を5月7日木曜日に振り込みをしたいというふうに考えております。

そして、郵送申請方式のほうなんですけど、申請書の発送日を今5月12日火曜日、システム改修等のスケジュールがありますので、5月12日火曜日に発送の見込みでございます。そして、受付開始日を5月15日金曜日から受け付けを開始しまして、第1回目の振り込み日を5月28日金曜日、こちらのほうで振り込みをしていきまして、大体それ以降10日間隔ぐらいで振り込みをしていきたいというふうに考えております。

ただ、給付期間の受付期間なんですけれども、オンライン枠は1日から始まりますが、5月15日の金曜日から3カ月が受け付けの期間になりますので、8月14日金曜日まで受け付けをしたいというふうに考えております。

以上でございます。

~~~~~○~~~~~

○議長（大瀬戸） 沖田議員。

~~~~~○~~~~~

○8番（沖田） ありがとうございます。

続きまして、感染症拡大防止緊急対策事業、熊野町独自の給付金なんですけれども、この事業が中国新聞に掲載されまして、それ以降、私のもとにはお電話をいただいたり、お手紙をいただいたりする中で、町内に在住で町外の医療関係に勤務し医療従事されている方から、本当に悲痛な叫びをいただきました。それというのも、これ町内の事業所に限るということで、保育事業者、介護事業者、医療従事者の方に給付金が支払われるのですが、先日の全員協議会でも光本議員が質問された際に、町内に在住されてない方でも町内の事業所に勤務されている方には同じように給付をされるということでした。

しかしながら、私のところにお電話をいただいた方、お手紙をいただいた方は、町内に在住していながら、熊野町に税金を支払っているにもかかわらず勤務地が町外である。広島市内、呉市内、東広島、海田町、町外の医療機関に勤務している、そういう理由だけでこの方には払われないということになります。これは余りにも不公平なのではないかということで、はっきり申し上げまして、熊野町は現在感染者は出ておりません。しかし、町外の医療機関に勤務されている方は、感染者の出ている場所で

日々神経をすり減らして、不安と闘いながら使命をもって医療従事者として職務に当たっておられます。こういった方に払われないというのは余りにも不公平だと思いますが、いかがお考えでしょうか。

~~~~~○~~~~~

○議長（大瀬戸） 岩田副町長。

~~~~~○~~~~~

○副町長（岩田） 御指摘の感染症対策事業なんですけども、繰り返しになるんですけども、全国的にクラスターが発生しているという施設で、これからその拡大が懸念されるということから、医療、福祉、介護のようなそういう施設を対象にすることとして町長のほうが説明を申し上げましたけど、町内で、町内のそういった施設でクラスターを発生させないという、その取り組みをすることが今回の事業の目的となっております。したがって、医療従事者等への補助金という形で支出をするんですけども、熊野町内の施設長に対して一括して交付をして、その施設長の判断において、実際の現場で適切に運営ができるような、そういう形にするようにしておるところであります。

今、申されました町内在住の方でよその同様、また同種の勤務形態の方がおられるというふうに、それは承知しております。私も身近におるわけですけども、そういった施設におかれても、こういった何というんでしょうか、御苦勞というんですかね、そういったことには全く変わりはないというふうには認識をしております。

そういうことで制度設計については十分検討させていただいたんですけども、まず1点目として、そういった施設であるとか、勤務者というものの把握は非常に困難ということがございました。それから、町内の施設長に対しそういうお願いをするというふうには運用しておる、そもそもそれが目的でございますので、町外の施設の方に対してそれをお願いをするものではない。また、町外の施設の施設長に対して、町内の勤務者だけに支払ってくださいというのも難しいという面も多少あるのかなというようなことも鑑みまして、町内の発生という、そこに主眼を置いて町内施設だけ。ですから、町外の方で熊野に勤務しておられる方でもそれで支払うというふうにしたものでございます。御理解いただきたいと思います。

~~~~~○~~~~~

○議長（大瀬戸） 沖田議員。

~~~~~○~~~~~

○8番（沖田） それでは、町民の方は納得されないと思います。実際に、本当に日々不安と闘いながら、これは医療従事者だけではなく、保育従事者、介護従事者、皆さん同じですけれども、そういった思いをしながら、たまたま勤務しているところが町外であるからといって対象から外れるというのは、税金を納めている町民に対して非常に不公平だと思います。

今回の事業はこういった内容でございますけれども、今後、この方たちにも追加で支給できるような対策をとらないと、これ財政調整基金を使ってまでやっている事業ですので、ぜひともこういった町民の方に不公平が生じないような事業をやっていただきたいと思いますが、いかがですか。

~~~~~○~~~~~

○議長（大瀬戸） 岩田副町長。

~~~~~○~~~~~

○副町長（岩田） 言われることはもっともだと思います。御苦労は全く変わりがないわけで、町民でありながらというふうに思われる方がいらっしゃると思います。

今回の感染症対策についてはそういう形で考えたものですから、これを町内の、今、先ほど同じように広げるということになると根本的にまた事業を組み直さなくちゃいけないということになりますので、今回についてはこれでやらせていただきたいと思いますが、またそれ以外の、今町外施設の方というものについては、現状ですぐ対応しますということはお答えはできないんですが、そういう声が多いということも認識するということで、この場の御答弁にさせていただければというふうに思います。

~~~~~○~~~~~

○議長（大瀬戸） 沖田議員。

~~~~~○~~~~~

○8番（沖田） 町長のお考えをお聞かせください。

~~~~~○~~~~~

○議長（大瀬戸） 三村町長。

~~~~~○~~~~~

○町長（三村） 私の耳にも届いておるんですが、非常に近い者も保育所に勤めております。海田町でございますが、支給対象にならないので文句を言われた次第なんです。

この今回の単独事業は、前から申しているように、町内の施設でのクラスターの発生、集団発生を抑えるために、そこに従事している方個人に対して出すものであるということでございます。確かに、税金を使って実施するわけでございますので、不公平感はあるのは認識しております。

今、副町長が言ったように、今回の事業はこれで実施させていただき、今後、もう少し精査して、皆さんの御意見を反映できるような政策ができないものか、検討させていただきたいと思っております。

以上でございます。

~~~~~○~~~~~

○議長（大瀬戸） 沖田議員。

~~~~~○~~~~~

○8番（沖田） 毎日、毎日、病院に通って、自分も感染するのではないかといい中、看護に当たっていらっしゃる方、本当にへとへとになって御自宅に帰られ、この中国新聞の記事を見たときに、どれほどのショックを受けたかということをお重々考えていただいて、町民に寄り添った事業を行っていただきたいと思っております。

以上です。

~~~~~○~~~~~

○議長（大瀬戸） 荒瀧議員。

~~~~~○~~~~~

○12番（荒瀧） 私も同じ感染拡大防止の件でございます。大変センスのない、ばらまきの政策でございます。町長もまた町長選挙に出たいんだろうというふうな予測も立つわけでございますが、6月に12人が亡くなった問題。10人の重軽傷者の一番の責任者、ただしてまいりたいと思っておりますが、それはそれといたしまして。

今回、感染症、コロナが発生しなければいいなという意見が多いですが、必ず発生しますよ。これマーズ、サーズから入って、日本の国内には10%程度の方の感染率があるんですよ。自己免疫力を高めるしか方法がないわけですが、今、特効薬とするとアビガンなんです。医療従事者、一番心配なのは、自分が感染したときに死にたくないのよ。その対策をするとアビガンが今一番効くという情報が出てます。これいつから使えますか、広島県は。

~~~~~○~~~~~

○議長（大瀬戸） 時光健康福祉部長。

~~~~~○~~~~~

○健康福祉部長（時光） いつからというは、済みません、把握しておりませんが、現在、国のほうで治験中ということだと思えます。たしか6月ぐらいまでその治験を行いまして、その結果によって国が判断されて、それから正式なものになるというふうに認識しております。

以上です。

~~~~~○~~~~~

○議長（大瀬戸） 荒瀧議員。

~~~~~○~~~~~

○12番（荒瀧） 広島県はどうも6月末のようでございます。ただ、新聞報道、テレビ等もありますが、もう治験されていらっしゃる方もあるわけですよ。で、随分助かったと。これは国の医療体制、感染症対策、東大族と京大の戦いがあるのかなと思っておりますが、一番私は医療従事者を助けるのはこの医薬品の使用なんですよ。で、次は7月に想定される災害ですよ。避難所で発熱した人をどう対処するかですよ。

町長は、東の避難センター、これをなぜ一番最初に言われたか。町長選挙に出たいけえ、あそこの公民館を建てかえるから、あそこをつくるんじゃと、すぐ方向を出される。ただ、今回、建設省の小委員会のある委員は、イエローゾーンの中にある公共施設だから大事なんだという意見。これは私どもの特別委員会の報告と一緒にですよ。シェルターが要るんですよ。逃げおくれる人を助ける場所が要るんですよ。

これはこれで6月にもう一遍やりますが、今回の一番のポイントは3万円配って、この文章を読んでください。医療機能を維持すると。ということは、医療従事者は、おまえら逃げちゃわからんぞ。わしは3万円やっ取るんじゃけえの。どがな病気になっても逃げな。こういう縛りですよ。わずか3万円で、逆に言えば。配るんが前提じゃないのよ。地域の医療を守る、住民を守るというのが目的ですよ。

前も申しましたね。目的と手法が違うのよ。手法は金をばらまいとったら、おまえらの金出しとるんじゃけんの、役場は。逃げちゃわからんぞ、どがんことがあっても。これですよ。ちぐはぐでしょう。住民の命を守る。医療従事者の命も守らにゃいけんのですよ。根本的なこれね制度設計。12年間町長をやって、センスがないことをされますよ。私らが貯金してきたお金をポンと3,000万出される。これ全く効果がな

いお金です。

いかがですか、町長。この目的、本音で言うてくださいよ。

~~~~~○~~~~~

○議長（大瀬戸） 岩田副町長。

~~~~~○~~~~~

○副町長（岩田） 厳しいご意見でございます。

まず、この3万円を給付するから立ち向かってくださいというようなことをおっしゃられましたが、そういうことではなくて、今日々そういうことで、最前線で頑張っておられる、自分の自己対策をしながら頑張っておられる、そういった方を支援するということがございます。もちろん今後も御努力をいただくことには敬意を表しますが、そういう縛りで配るといふそういう目的ではございません。

それから、貴重な税金をというふうな今お話が出ました。確かに3万円が適当かどうかというのはあると思いますが、従来の給付金に上乗せをすとか、そういった形ではなく、町の独自の支援策ということがありますので、一定額を出したから、出すべきだという意見と町の予算規模に応じて3,000万ということで、これで対応は、この程度の対応は必要なんじゃないかということでやったものでございます。御理解いただきたいと思います。

~~~~~○~~~~~

○議長（大瀬戸） 荒瀧議員。

~~~~~○~~~~~

○12番（荒瀧） 大変副町長になられて時間がない中で御答弁大変だと思います。

もう一遍この目的を読んでください。最後のところです。医療機能維持を図るものとする。いいですか、わしら医療事務、維持できんです。医療従事者しか維持できないですよ。それをしなさいよとあなたは言うとのよ、わずか3万円で。これは私は大変失礼だと思いますよ。

これは本来、さっき申しましたように、誰がなってもおかしくない、今からも多分10年置きぐらいに新しい、これは耐性菌というて、臓器移植なんかをし出したら全て広がっていくんよ、世界じゅうに。・・・しますよ。ただ、戦争になるような大きな問題になる可能性があるブロック化ですが、これは私どものレベルじゃないので。これを最小限に組み立てようとする、対策しようとする、発熱外来の人をいかに、

私がテレビとか新聞とか雑誌で読むレベルですよ。発熱した人を隔離して、事前に調査する、検査せにゃいけないのよ。こういう場合でいや、熊野は倉田医院さんが今休んどってじゃけえ、あそこを借りて、専門の感染症対策の医者雇って、そこへ常に発熱があった人が行くのよ。だから、一般の町内の発熱外来は全部あそこに行くんよ。そうせんと、混在してクラスターで広がるから。だから、具体的な行政手法を提案しないと。このばら撒きじゃもったいないよ、この3,000万。いかがですか。

~~~~~○~~~~~  
○議長（大瀬戸） 岩田副町長。

~~~~~○~~~~~  
○副町長（岩田） 医学的な立場に立って、その感染症対策というのは、これは町ではなくて県と一緒に手法を変えながら、そのほかに町ができることがあれば、当然考えていきたいと思いますが、そういった知識については県のほうとか、地方団体から吸収していきたいというふうに思います。

それから、3万円の給付金につきましても、今言われるような誤解がもし生まれるとしたら本意ではございませんので、今から受け付け等の事務を担当のほうで行ってまいりますけども、そういった過程で十分に町の趣旨を説明させていただいて、前向きに御理解をいただくように努力をさせていただきたいと思います。

~~~~~○~~~~~  
○議長（大瀬戸） 荒瀧議員。

~~~~~○~~~~~  
○12番（荒瀧） いろいろ走り出したらとまらないという、いろいろ議論をしてくださいよ。せっかくこれだけ16人の頭があるんですよ、経験してきたこと。それぞれ後ろに、私もいところは2人医者がありますが、いろんな情報が入ってまいります。日本医師会、これ久留米大学の御出身の先生ですよ。普通なかなかここから日本医師会の会長にはなれんよ。阪大じゃあ、京大じゃあ。このアビガンを見つけた人は阪大の白木先生という方らしい。徳山化学というあっこがしたんだけど、会社がこうなりそうなけえ。

~~~~~○~~~~~  
○議長（大瀬戸） 荒瀧議員、簡潔に願います。

~~~~~○~~~~~

○12番（荒瀧） わかりました。

具体的な手法の中で、この3,000万、こういう使い方をするのはわしは反対いたしますので、再考をお願いしたいと思います。よろしく願いいたします。

~~~~~○~~~~~

○議長（大瀬戸） 答弁はよろしいですか。

ほかにございませんか。

諏訪本議員。

~~~~~○~~~~~

○7番（諏訪本） 今回の感染拡大防止の関係ですけれども、医療資材が不足してるということについては、きょうもシェルターですかね、顔の前にやる面ですかね。こういった補助しとる団体もあつたりしますし、それはよくわかる、理解するんですけども、以前も全協でもらった資料の目的の下から3行の終わりから2行、残り2行ぐらいなんですけど、「個々の従事者の自発的な衛生管理等にかかわる経済的な負担を軽減し」というところがございますけれども、今現在、自発的に関係者の方、従事者がやっておられる、その自発的なところへ向いて3万円、1人3万円の給付をするというのは、ちょっとどうも私自身納得いかないし、自発的なことによって、最後の行にあります町内の保健・福祉・医療の維持を図るということになると、何か自発的なところの部分で、自発的にやってもやらなくてもええような解釈にもとれますし、ある程度はそういうものであれば基本的には事業所に対して、個人に出すんじゃなしに、事業所単位でとかいう形にはならんのですかね。お尋ねします。

~~~~~○~~~~~

○議長（大瀬戸） 時光健康福祉部長。

~~~~~○~~~~~

○健康福祉部長（時光） 自発的にというのは、やはりそういう職場にいらっしゃる方の責任感といいますか、そういうところと、あといろんな施設の中でのルールを作られているようでもございますので、そういったところでのルール守るための、例えば家に帰ってすぐ消毒しなさいとか、熱が出たら休みなさい、当然の話ですが、そのほかにも町外に出ないようにとか、県外に行ったらもう1週間、2週間休みなさいとか、そういうことをいろいろ施設の中でも取り決めがあるようでございます。そういったものに対して、ルールですから自発的にということとはちょっと難しいかもしれません

けど、それを越えてさらに努力をされている。そういった面での自発的ということでの解釈をしております。

また、施設を通じてということではありますが、施設のほうと、実際に給付自体は施設の長に、長からの申請をもとに、その施設単位で補助をもらって、施設を通して個々に給付いただくという形をとっておる状況でございます。

以上です。

~~~~~○~~~~~

○議長（大瀬戸） 諏訪本議員。

~~~~~○~~~~~

○7番（諏訪本） だから、基本的には事業所を通してということなんですね。その場合に、いろんなきちんとした領収書であるとか、こういったものについては、一応会計報告というんですか、その報告はなされるようになっているんですか。

~~~~~○~~~~~

○議長（大瀬戸） 時光健康福祉部長。

~~~~~○~~~~~

○健康福祉部長（時光） まず申請の際にその方の雇用、それから勤務の状況というのを確認させていただくための書類を出していただいて、その後、実績報告につきましては、確かにその方に給付をされたという、そういう書類としての受領印であるとか、そういったものを押されたり、そういう書類をいただくようにしておるところです。

以上です。

~~~~~○~~~~~

○議長（大瀬戸） 諏訪本議員。

~~~~~○~~~~~

○7番（諏訪本） そういう形ででも、やはり今のコロナに対する対策をきちっととっていくということは必要なことではないかなというふうに私も思いますので、特にこのことについて反対はしませんけども、やはりばらまきのところの要素も含んでおりますから、ぜひともこの前も申し上げましたけども、やはり住民全体のコロナに対する意識の高揚であるとか、もっともっとやはりすべきことが私はあるような気がしております。

この前言ったのは、教育の関係あたりのほう、特に学校の子供たちが、ある意味で言

えばこのたびのコロナの災害、コロナの災害の中で、一番はやはり子供が大きな被害を受けてるんじゃないかなというような気がしております。ぜひともこれを考えられるに至っては、いろんな案があった中でのこの方法を考えられたんだと思いますけども、ぜひとも子供たちに対する教育の配慮を。余りにも経済的なこと、あるいは政策的なことが東京中心になってしまって、こういった地方での財政実態を踏まえた教育の方向であるとか、方法がなされてないのが私の思いでございます。ぜひともこれはこうして出されておる、これも必要なことだと思いますけども、ぜひ教育のことについても考えていただきたいというように思っております。どうぞよろしく申し上げます。

~~~~~○~~~~~

○議長（大瀬戸） ほかにございませんか。答弁は必要ですか。

~~~~~○~~~~~

○7番（諏訪本） お願いします。

~~~~~○~~~~~

○議長（大瀬戸） 答弁をお願いします。

岩田副町長。

~~~~~○~~~~~

○副町長（岩田） ありがとうございます。今回の補正予算は、国のこれから交付されるはずの1兆円を財源とした給付金をまだ不明なため組むことができませんでした。4月30日ですかね、国会が成立するというふうな状況も聞いておりますので、そういった状況が出ましたら、それを財源として、町に幾ら交付されるかわからないですが、今言われたような観点をもっていろんな支援策というのを町も考えていきたいというふうに思います。よろしく申し上げます。

~~~~~○~~~~~

○議長（大瀬戸） ほかにございますか。

諏訪本議員。

~~~~~○~~~~~

○7番（諏訪本） ごめんなさい。教育にかかわっては、本当にやはり単町の教育委員会でしっかり考えることもできるという、余裕のあるところでございます。そういう意味で言うたりすると、やはりいろんな面でもっともっと子供たちに、ほんと今、言葉

が悪いですが、野放しになってしまって、学校をせめて私は1週間に一遍ぐらいは登校させて、やはりある程度子供をコントロールし指導して、これから始まる、いつ始まるかわかりませんが、学校教育に備える準備やら、そういった手だてを少しずつでもやっていくべきじゃないかなというふうに思っております。

ぜひともそういう場面では町として独自のそういった案を、県のほうであるとか、他の市町を気にするんじゃないしに、熊野町として、それは安全や安心を犠牲にするわけにはいきませんが、ある程度のことは、やれる範囲のことはやれると思うんです。東京のほうはほんと人口は過密ですから、公園等でも散歩もやっぱり時間や場所を選ばなきゃいけない。そういうところです。熊野は広いんですから、やっぱり野山を歩いたり、田園地帯のほうを歩いたり、やはりそういった配慮やらのことはぜひともしてもらいたい。町民の健康、あるいは先ほど言いました子供の関係も含めて、ぜひともよろしくお願ひしたいと思ひます。これは回答のほうは結構でございます。ぜひともよろしくお願ひいたします。

~~~~~○~~~~~

○議長（大瀬戸） ほかにございませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（大瀬戸） これをもって質疑を終結します。

これより討論を行います。討論はありますか。

荒瀧議員。

~~~~~○~~~~~

○12番（荒瀧） じゃあ、改めて反対の討論をします。

この3,000万は、地域、特にこれは防災なんです。地域防災計画は自主的な問題でございます。今回、コロナは国の問題と捉えられておりますが、実態的には地域の問題なんです。地域で発熱外来を設けて、地域の医療、個人経営の医療者を守る。発熱者がある特定の場所に集める。で、仕分けて、舟入病院であり、県病院に送り込む。これによって、地域のクラスターを抑えるんです。これが本当の意味のこの3,000万の使い道だと私は思っております。よろしくお願ひします。

~~~~~○~~~~~

○議長（大瀬戸） ただいま反対討論がございました。

次に、原案に賛成者の発言を許します。賛成の討論はございますか。

(「討論なし」の声あり)

○議長(大瀬戸) ないようですので、討論を終結します。

これより、議案第40号につきまして採決します。

この採決は、討論がありましたので起立によって行います。

本案につきまして、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(大瀬戸) 着席願います。起立多数でございます。

したがって、議案第40号については、原案のとおり可決されました。

~~~~~○~~~~~

○議長(大瀬戸) 続きまして、あと1議案ですので、続けてやらせていただきます。

これより日程第9、議案第41号、令和2年度熊野町国民健康保険事業特別会計補正予算(第1号)についてを議題とします。

提案者から提案理由の説明を求めます。

町長。

~~~~~○~~~~~

○町長(三村) 議案第41号につきまして、御説明を申し上げます。

令和2年度熊野町国民健康保険事業特別会計補正予算(第1号)案につきましては、既定の歳入歳出予算の総額にそれぞれ70万円を追加し、歳入歳出予算の総額を23億9,882万3,000円とするものでございます。

歳入予算の内容は、歳出で計上する傷病手当の財源として、県補助金70万円の増額でございます。

歳出予算の内容は、2款・保険給付費の7項・傷病手当諸費では、新型コロナウイルス感染症に感染するなどした被保険者に対して傷病手当を支給するため70万円を計上するものでございます。

御審議の上、御承認賜りますようお願い申し上げます。

~~~~~○~~~~~

○議長(大瀬戸) 以上で提案理由の説明を終わります。

これより質疑を行います。質疑はありますか。

(「質疑なし」の声あり)

○議長(大瀬戸) これをもって質疑を終結します。

これより討論を行います。討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○議長(大瀬戸) これをもって討論を終結します。

これより、議案第41号について採決します。

本案については、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(大瀬戸) 異議なしと認めます。

よって、議案第41号については、原案のとおり可決されました。

以上で本日の日程は全て終了しました。

それでは、本日はこれにて散会します。

それでは、皆さん、大変お疲れさまでした。

(散会 10時41分)

上記の記録の内容が正確であることを証するため署名する。

熊野町議会議長

署名議員

署名議員

署名議員